

福岡県公報

平成三十年六月二十九日
第四千四号
増刊
①

目次

条 例 (第三十六号―第四十六号)

○ 知事及び副知事の給料の特例に関する条例	(人事課)	……………二
○ 福岡県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	……………三
○ 地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	……………九
○ 福岡県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 (市町村支援課)	(税務課)	……………九
○ 福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(医療指導課)	……………九
○ 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	……………一〇
○ 福岡県宮土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	(農村森林整備課)	……………一〇
○ 福岡県河川開発事業特別会計設置条例を廃止する条例	(河川管理課)	……………一一
○ 福岡県営住宅条例の一部を改正する条例	(県営住宅課)	……………一一
○ 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁社会教育課)	……………一二
○ 騒音防止条例の一部を改正する条例	(警察本部生活経済課)	……………一二

公布された条例のあらまし

◇ 知事及び副知事の給料の特例に関する条例

(総務部人事課)

1 木曜会に係る職員の不祥事件について責任を明らかにするため、知事及び副知事の

給料の一部を減額することとした。

2 この条例は、平成三十年七月一日から施行することとした。

◇ 福岡県税条例等の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、県たばこ税の税率の引上げを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成三十年十月一日から施行することとした。ただし、附則第一条各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇ 地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令の制定に伴い、事業税及び不動産取得税の不均一の課税をすることについて、その適用期限を延長するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第二条第一項の改正規定(「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。)は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇ 福岡県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

(企画・地域振興部市町村支援課)

1 国の固定資産税に係る提示平均価額算定事務の見直しを踏まえ、福岡県固定資産評価審議会の委員の任期の見直しを行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(保健医療介護部医療指導課)

1 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の制定による医療法施行規則の一

部改正に伴い、療養病床における看護師等の人員配置に係る経過措置を延長するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(福祉労働部子育て支援課)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(農林水産部農村森林整備課)

1 土地改良法等の一部を改正する法律の制定により、特別徴収金を徴収する対象となる行為等が拡大されたことに伴い、必要な事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県河川開発事業特別会計設置条例を廃止する条例

(県土整備部河川管理課)

1 祓川総合開発事業及び那珂川総合開発事業が終了したことに伴い、福岡県河川開発事業特別会計を廃止することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

(建築都市部県営住宅課)

1 福岡県営住宅の適切かつ効率的な管理を図るため、公営住宅法の規定に基づき、市町村又は福岡県住宅供給公社に管理を行わせることを可能とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(教育庁社会教育課)

1 経済社会情勢の変化に伴い、所期の目的を達した福岡県立ふれあいの家京築を廃止

することとした。

2 この条例は、平成三十年十一月一日から施行することとした。

◇騒音防止条例の一部を改正する条例

(警察本部生活経済課)

1 都市緑地法等の一部を改正する法律の制定による都市計画法の一部改正により、新たな用途地域が設けられたことに鑑み、当該用途地域について音響機器の音量の一般基準を定めることとした。

2 一 この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

知事及び副知事の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十六号

知事及び副知事の給料の特例に関する条例

第一条 平成三十年七月分及び八月分の知事の給料月額、福岡県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号。以下「特別職給与条例」という。)

第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表第二に規定する給料月額から、当該給料月額に百分の十の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

第二条 平成三十年七月分の副知事(知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十九年福岡県規則第十四号)に規定する第一順位の副知事に限る。)の給料

月額、特別職給与条例第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、特別職給与条例別表第二に規定する給料月額から、当該給料月額に百分の十の割合を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成三十年七月一日から施行する。

福岡県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十七号

福岡県税条例等の一部を改正する条例

(福岡県税条例の一部改正)

第一条 福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の三」に、「第二十条の三十七」を「第二十条の三十六の三」に改める。

第一章第二節中第十九条の次に次の二条を加える。

(間接地方税である県税)

第十九条の二 施行令第六条の二十二の四第六号に規定する条例で指定する法定外目的税は、産業廃棄物税とする。

(夜間執行の制限を受けない県税)

第十九条の三 施行令第六条の二十二の九第四号に規定する条例で指定する法定外目的税は、産業廃棄物税とする。

第二十条の五の三第三号中「租税特別措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加える。

第二十条の十二の五及び第二十条の十二の七中「規則」を「施行規則」に改める。

第二十条の十三の六中「(昭和三十二年法律第二十六号)」を削る。

第二十条の十四第一項第二号及び第二十条の十四の二第一項第二号中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第二十条の十五第一項中「第二十一条の七に定める」を「で定める」に、「第二十条に定める」を「で定める」に、「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第二十条の十七第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第二十条の十八の三を削り、第二十条の十八の二を第二十条の十八の三とし、第二

十条の十八の次に次の一条を加える。

(法人等の事業税の申告納付)

第二十条の十八の二 事業税の申告納付する義務がある法人等は、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定により、法第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書又は法第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を知事に提出し、その申告に係る事業税を納付しなければならない。

第二十条の十八の六、第二十条の十八の八及び第二十条の二十一の二中「規則」を「施行規則」に改める。

第二十条の二十三第十二項中「第三十六条の二の四に定める」を「で定める」に改める。

第二十条の三十第十四項中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第二十条の三十五の七第一項中「第三十九条の七の二に規定する」を「で定める」に改める。

第二章第五節中第二十条の三十七の前に次の一条を加える。

(製造たばこの区分)

第二十条の三十六の三 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

ホ 加熱式たばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 かぎ用の製造たばこ

第二十条の三十八の次に次の一条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第二十条の三十八の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の施行令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第二十条の三十九第一項中「消費等」の下に「（第三項第三号イにおいて「売渡し等」という。）を加え、同条第二項中「前項の製造たばこ」の下に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、「この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。」を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金

額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）ロ イに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額 第二十条の四十中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。 付則第十一条の二第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

第二条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の七の四中「第三百二十一条の七の十二」を「第三百二十一条の七の十三」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十条の三十九第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

第三条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第七項中「によつて」を「により」に改める。

第二十条の十三中「によつて」を「により」に、「及び」を「若しくは」に改め、「提出し」の下に「、又は法第五十三条第四十六項に規定する方法により知事に申告し」を加える。

第二十条の十四第一項第一号ロ中「個人、」の下に「投資法人（」を加え、「投資法人、」を「投資法人をいう。）、特定目的会社（」に改め、「特定目的会社」の下に「をいう。）」を加える。

第二十条の十八の二中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改め、「提出し」の下に「、又は法第七十二条の三十二第一項に規定する方法により知事に申告し」を加える。

第二十条の二十二の二第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項第一号中「国内」の下に「（法の施行地をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十条の二十二の六中「並びに」を「若しくは」に改め、「提出し」の下に「、又は法第七十二条の八十九の二第二項に規定する方法により知事に申告し」を加える。

第二十条の三十九第三項中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第二十条の四十中「九百三十円」を「千円」に改める。

付則第五条の三の二第一項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

第四条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の三十九第三項中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第二十条の四十中「千円」を「千七十円」に改める。

第五条 福岡県税条例の一部を次のように改正する。

第二十条の三十八の二中「及び次条第三項第一号」を削る。

第二十条の三十九第一項中「第三項第三号イ」を「第三項第二号イ」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

(福岡県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 福岡県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項中「は、新条例」を「は、福岡県税条例」に改め、同項第三号中

「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第七項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

一

第一条中福岡県税条例の目次の改正規定(「第十九条」を「第十九条の三」に改める部分に限る。)、第十九条の次に二条を加える改正規定、第二十条の五の三、第二十条の十二の五、第二十条の十二の七、第二十条の十三の六、第二十条の十四、第二十条の十四の二、第二十条の十五及び第二十条の十七の改正規定、第二十条の十八の次に一条を加える改正規定並びに第二十条の十八の二、第二十条の十八の三、第二十条の十八の六、第二十条の十八の八、第二十条の二十一の二、第二十条の二十三及び第二十条の三十五の七の改正規定 公布の日

二 第一条中福岡県税条例付則第十一条の二の改正規定 平成三十一年一月一日

三 第二条中福岡県税条例第二十条の七の四の改正規定 平成三十一年四月一日

四 第二条中福岡県税条例第二十条の三十九の改正規定及び附則第三条の規定 平成三十一年十月一日

五 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日

六 第三条中福岡県税条例第二十条の三十九及び第二十条の四十の改正規定並びに附則第四条の規定 平成三十二年十月一日

七 第四条及び附則第五条の規定 平成三十三年十月一日

八 第五条及び附則第六条の規定 平成三十四年十月一日

九 第一条中福岡県税条例第二十条の三十の改正規定 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)の施行の日

(経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、平成三十年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に福岡県税条例第二十条の三十七第一項の売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(同条例第二十条の四十一第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第五条までにおいて「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十四条第一号に規定する製造たばこ(地方税法等の一部を改正す

る法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する福岡県税条例第二十条の三十七第一項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第五条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は改正法第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この条から附則第五条までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合は製造たばこの貯蔵場所、その者が小売販売業者である場合は製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（第一条の規定による改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）第二十条の三十六の三に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条から附則第五条までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十三条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税

務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第二十条の三十九第一項、第二十条の四十、第二十条の四十一、第二十条の四十三第一項から第四項まで、第二十条の四十四及び第二十条の四十五の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条の三十九第二項	前項	福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年福岡県条例第三十七号。以下この節において「改正条例」という。）附則第二十条第二項
第二十条の三十九第三項	第一項	改正条例附則第二条第二項
第二十条の四十三の二	前条第一項から第三項まで	改正条例附則第二条第三項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、福岡県税条例第二十条の四十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第二十条の四十三第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところ

ろにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第三条 平成三十一年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第四条 別段の定めがあるものを除き、平成三十二年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合は製造たばこの貯蔵場所、その者が小売販売業者である場合は製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は

は税務署長は、前項の規定による申告書を受取することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の福岡県税条例（以下この項において「三十二年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十二年新条例第二十条の三十九第一項、第二十条の四十、第二十条の四十一、第二十条の四十三第一項から第四項まで、第二十条の四十四及び第二十条の四十五の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条の三十九第二項	前項	福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年福岡県条例第三十七号。以下この節において「改正条例」という。）附則第四條第二項
第二十条の三十九第三項	第一項	改正条例附則第四條第二項
第二十条の四十三の二	前条第一項から第三項まで	改正条例附則第四條第三項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十二年十一月二日

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、福岡県税条例第二十条の四十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第二十条の四十三第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところ

ろにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第五条 別段の定めがあるものを除き、平成三十三年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、その者が卸売販売業者等である場合は製造たばこの貯蔵場所、その者が小売販売業者である場合は製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所ごとに、施行規則で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による県たばこ税額
 三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならぬ。

ばならない。

6 第二項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第四条の規定による改正後の福岡県税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（三十三年新条例第二十条の三十九第一項、第二十条の四十、第二十条の四十一、第二十条の四十三第一項から第四項まで、第二十条の四十四及び第二十条の四十五の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十条の三十九第二項	前項	福岡県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年福岡県条例第三十七号。以下この節において「改正条例」という。）附則第五条第二項
第二十条の三十九第三項	第一項	改正条例附則第五条第二項
第二十条の四十三の二	前条第一項から第三項まで	改正条例附則第五条第三項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十三年十一月一日

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、福岡県税条例第二十条の四十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第二十条の四十三第一項から第四項までの規定により知事に提出すべき申告書には、施行規則で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第六条 平成三十四年十月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十八号

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における福岡県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改める。

第二条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定（「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める部分に限る。）は、地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

福岡県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十九号

福岡県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

福岡県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年福岡県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二年」を「三年」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に福岡県固定資産評価審議会の委員に任命されている者の任期については、なお従前の例による。

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十号

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附則第二条を次のように改める。

（既存病床数の補正に関する経過措置）

第二条 療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少せるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第六条を附則第八条とする。

附則第五條第一項中「以下この項」の下に「及び次条第一項」を加え、同条第二項中「以下この項」の下に「及び次条第二項」を加え、同条を附則第六条とし、同条の次に

次の一条を加える。

(療養病床を有する診療所の人員に関する経過措置)

第七条 前条第一項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 前条第二項の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条の次に次の一条を加える。

(病院の人員に関する経過措置)

第四条 前条第一項の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行うおうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再び知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 前条第二項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十一号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表三五の二の三の項中「日の設定」の下に「(当該市の長が法第三条第一項又は第三項の認定及び同条第十一項の規定による公示をした施設に係るものに限る。)」を加え、「及びタ」を「、タ、ソ、ネ及びナ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十二号

福岡県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

福岡県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和五十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第九十条第九項」を「第九十条第八項」に改める。

第七条第一項中「以後」を「の属する年度の翌年度から起算して」に改める。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

第八条 県は、法第八十七条の三第一項の規定により行う同項各号に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業(法第二条第二項第二号又は第三号の事業に限る。以下この項において「機構関連事業」という。)の事業施行地域内農用地(法第八十七条の三第一項第一号に規定する事業施行地域内農用地をいう。以下この項において同じ。

。)につき法第九十一条の二第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から当該機構関連事業の工事の完了の公告があつた日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度から起算して八年を経過する日までの間に、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、当該機構関連事業に要する費用のうち国から交付された補助金の額及び県が負担した額の合計額を当該事業施行地域内農用地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

2 知事は、特に納付の必要がないものと認めるときは、前項の特別徴収金の徴収を免

除することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別徴収金の徴収に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日前において県営をもって施行した土地改良事業に係る特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

福岡県河川開発事業特別会計設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十三号

福岡県河川開発事業特別会計設置条例を廃止する条例

福岡県河川開発事業特別会計設置条例(昭和四十七年福岡県条例第八号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十四号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例(平成九年福岡県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
第七十条を第七十二条とし、第六十九条を第七十一条とする。
第六十八条第一項中「駐車場の利用料金及び保証金(以下「駐車料等」という。)」を「駐車料等」に改め、同条を第七十条とする。
第六十七条を第六十九条とし、第六十四条から第六十六条までを二条ずつ繰り下げる。

第六十三条中「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改め、同条を第六十五条とし、第六十二条の次に次の二条を加える。

(管理の特例)

第六十三条 知事は、法第四十七条第一項の規定により、市町村又は福岡県住宅供給公社に県営住宅等の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により県営住宅等の管理を市町村又は福岡県住宅供給公社に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第四条及び第五条中「知事」とあるのは「市町村長又は福岡県住宅供給公社理事長」と、同条中「事由」とあるのは「事由(同条第四号に掲げる事由を除く。)」と、「知事が指定した」とあるのは「市町村長又は福岡県住宅供給公社理事長が指定した」と、第十条、第十一条第二項、第三項、第五項及び第六項、第十二条、第十三条、第二十一条第三項、第二十五条、第二十七条、第二十八条第一項及び第二項、第三十二条第一項及び第四項並びに第三十四条中「知事」とあるのは「市町村長又は福岡県住宅供給公社理事長」と、第三十五条第一項中「知事」とあるのは「知事又は市町村長若しくは福岡県住宅供給公社理事長」と、第三十六条中「認める」とあるのは、「認める」と、市町村長又は福岡県住宅供給公社理事長は、第三十二条第一項の規定による明渡し、請求又は第三十四条の規定によるあつせん等に関し必要があると認めるとき、第四十条、第四十一条第一項、第六項及び第七項、第五十三条、第五十六条、第五十七条、第五十八条並びに第五十九条中「知事」とあるのは「市町村長又は福岡県住宅供給公社理事長」とする。

(市町村又は福岡県住宅供給公社による駐車料等の收受)

第六十四条 前条の規定により管理を行う市町村又は福岡県住宅供給公社(以下この条において「管理者」という。)は、この条例の定めるところにより、駐車場の利用料金及び保証金(以下「駐車料等」という。)の設定をするものとする。

2 管理者は、駐車料等を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る駐車料等が、当該駐車場の近傍同種の料金と比較して均衡のとれたものであると認めるときは、承認するものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに駐車料等を公示するものとする。

5 管理者が駐車料等を設定したときは、駐車場を利用する者は、駐車料等を納付しなければならぬ。

6 管理者は、規則で定める場合に該当するときは、駐車料等を減額し、又は免除することができる。

7 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十五号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第百三十条の二第二項の表福岡県立ふれあいの家京築の項を削る。

附則

この条例は、平成三十年十一月一日から施行する。

騒音防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十六号

騒音防止条例の一部を改正する条例

騒音防止条例（昭和三十年福岡県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一種区域の項中「及び第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表備考1中「第二種低層住居専用地域」の下に「田園住居地域」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の騒音防止条例第十一条の規定によりした命令（この条例による改正後の騒音防止条例中相当する規定のあるこの条例による改正前の騒音防止条例の規定に係るものに限る。）は、この条例による改正後の騒音防止条例第十一条の規定によりした命令とみなす。